

# キウス周堤墓群と世界文化遺産

田村 俊之

千歳市史編集委員会専門部長

はじめに

平成二十四年八月の新聞に、千歳市の「キウス周堤墓群」が、北海道と青森県・秋田県・岩手県が合同で世界文化遺産への登録を目指す「北海道・北東北を中心とする縄文遺跡群」（以下「縄文遺跡群」）を構成する遺跡に追加される見込みとの小さな記事が掲載された。同年九月、世界文化遺産の審査を行う国際機関の海外の専門家が、周堤墓群の現地視察を行った。

同年十二月、北海道と東北三県が設置している縄文遺跡群世界遺産登録推進本部は、キウス周堤墓群を正式に縄文遺跡群に追加することを決定した。このことにより、千歳の遺跡が世界文化遺産登録への歩みを公式に踏み出したのである。順調に行けば、千歳市において平成二十九（二〇一七）年に世界文化遺産が誕生する。

しかし、世界遺産登録への道のりは決して容易なものではなく、見通しが明るいわけでもない。楽観できない現状がある。そこで、今回はキウス周堤墓群と世界文化遺産への理解を深めるとともに、今後の遺産登録に向けた手順やこれまでの国の動向などについても見ていきたいと思います。

なお、キウス周堤墓群の詳細な情報は、平成二十五年八月刊行の本誌18号や千歳市埋蔵文化財センター広報資料（パンフレット）『国指定史跡キウス周堤墓群』、『広報ちとせ』平成二十六年七月十日号など、様々な紹介記事があることから本稿では割愛し、少し視点を変えて見ていきたいと思う。

キウス周堤墓群の発見と保存の功労者

キウスの語源は、アイヌ語のキウシ *Ki-usi*（カヤ・の群生する・所）という地名である。周堤墓群の近くには小さな流れだがキウス川がある。カヤはアイヌの家づくりなどに必要不可欠な植物であり、このあたりの湿地に良質なカヤがたくさん生えていたことから地名になったと思われる。

周堤墓とは、周りに土手（堤）がめぐっているお墓という外見の特徴によってつけられた名称である。名称の経緯については後述する。

発見は明治時代である。当時、北海道庁の嘱託であった郷土史研究家の河野常吉が明治三十四（一九〇一）年に遺跡として初めて確認し、次のように記録している。「キウシの竪穴 キウス川の□□にて、道路側に大なる竪穴数個あり。其中一個は、道路其中央を貫けり。皆丸形にて直径は十間以上もあり。」大正六年（一九一七）にも調査を行い、図1に示す見取り図を残している。河野はその規模の大きさや地表で観察、道内のほかの遺跡との比較から、アイヌ民族が造営したチャシ（砦）址と推測した。

河野は文久三（一八六三）年に長野県で生まれ、明治・大正期の北海道研究家である。様々な分野の調査研究で功績を残しているが、開拓が進む中で次々に姿を消す遺跡に接し、北海道における遺跡・遺物の保存に強い関心と危機感を抱いていた。保存については実物保存と記録保存の二通りであることを明言し、さらに遺跡の公有化、遺物の博物館や小学校での活用、消滅する遺跡の記録を残すことが必要と説いていた。そのなかで残すべき遺跡として「千歳の砦（千歳村）」と称して現在のキウス周堤墓群を挙げている。大正元（一九一三）年の札幌支庁の公文書には千歳のチャシは官有地であり、「チャシコツ」と記した標柱が立っている旨が記されている。

既にこの当時から周堤墓群が立地する土地は開拓には供されず、公的に

保存が図られていたことが分かる。現在も史跡指定地は、一部の私有地を除き、その大部分が北海道財務局の所管する国有地である。

河野の遺跡・遺物に対する考え方は、現在の埋蔵文化財に対する基本的な考え方や対応とまったく変わりが無いといえる。このように発見当時の様子を見ると、周堤墓群が今日まで残った最大の要因は、河野の洞察力や先見性にあると言っても過言ではないであろう。

遺跡は昭和五年に天然記念物法により仮指定を受けたが、昭和二十五年には新法である文化財保護法の制定により仮指定が失効した。三十九・四十年に行われた部分的な発掘調査によって、縄文時代の墓であることが確認された。四十三年に北海道指定の史跡になり、五十四年に国の史跡に指定され今日に至っている。

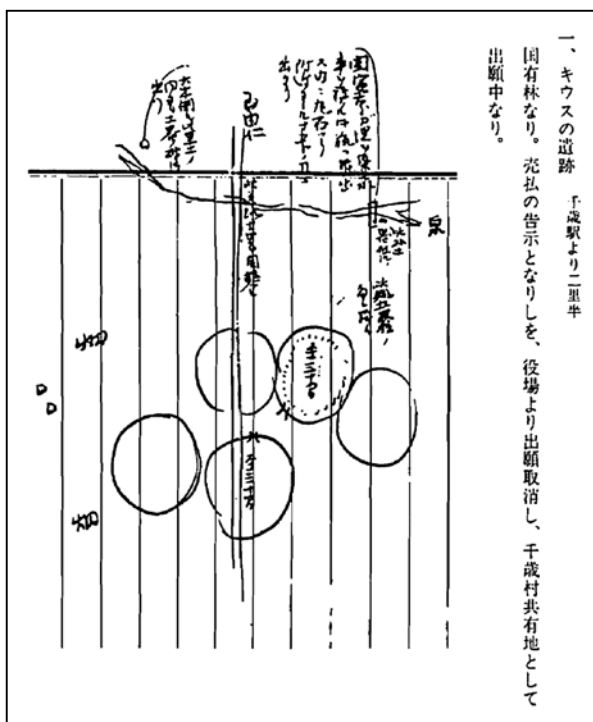


図1 河野常吉の記したキウス周堤墓群の見取り図

### 深まる理解と謎 「チャシから墓へ」

巨大な遺跡の正体は大きな謎だったが、その解明は、先ず巨大な地上の構造物という視覚的な観点から始まった。当時の北海道で唯一比較ができる大規模な遺跡は、アイヌ民族によって造られた土手と塚が巡るチャシ(砦)跡だった。河野もチャシ跡と推察し、その後の研究もチャシ跡あるいはそれに類するものとの見解が多かった。このほかに、鹿などの獲物を追い込むために造られた施設とする見解もあった。

しかし、昭和三十九・四十年に行われた部分的な発掘調査によって縄文時代の墓が見つかり、土手で囲まれた縄文時代の墓地「環状土籬(かんじょうどり)」であると報告された。この「環状土籬」という名称は河野広道(註1)が、斜里町での縄文時代のお墓の調査の折に、環状に巡った人工の土塁の印象を環状土籬(ストーンサークル)のイメージと重ね合わせて「石」を「土」に置き換えて用いたといわれている。

この後、「キウスの環状土籬群」と呼ばれてきたが、昭和五十四年、国から史跡の指定を受ける際に、文化庁から一般の人がどんな遺跡なのかを理解しやすい名称にとの要請があり、提案があったのが「周堤墓」であった。以後、環状土籬及び同様のものを「周堤墓」と称するようになり今日に至っている。なお、研究者によっては「環状周堤墓」や、竪穴が墓域の主体とのことから「竪穴墓域」と称することもある。

昭和四〇年代以降、恵庭市内の道央自動車道建設工事、千歳市内の新千歳空港建設、道東自動車道建設に伴う発掘調査などによって周堤墓の調査例が急増し、その実態が明らかになってきた。

同時に、なぜ巨大な周堤墓群が造られたのか、なぜ千歳地域を中心とする石狩低地帯南西部に集中するのか、出現と消滅のプロセスは、なぜ円形なのか、なぜ伸展葬なのかなど、多くの疑問は未解明のままである。

(註1) 河野常吉の子であり、考古学・民族学・昆虫学など父と同様に幅広く北海道を研究した。千歳市内においても発掘調査を実施。北海道大学・北海道教育大学で教鞭をとった。昭和二十六年に北海道文化賞を受賞。

## 世界文化遺産とは

さて、ここでは世界遺産とはどんなものか、どんな基準で選ばれるのかなど、世界遺産について基本的な理解を深めるための説明を行っていく。

昭和四十七年、国際連盟の専門機関である国際連合教育科学文化機関(UNESCO・ユネスコ)の第一七回総会で、「文化遺産及び自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から国際的な協力及び援助の体制を確立すること」を目的に、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界文化遺産条約)」採択され、五十年(一九七三)に発効した。この条約により遺産を評価し世界遺産に認定する活動が始まった。契機となったのは、一九六〇年代にエジプトで起きたアスワン・ハイ・ダム建設に伴うアブ・シンベル神殿水没の危機であった。ユネスコは、水没を免れない神殿を救うため国際的な活動を行い、大規模な移築工事を成功させた。この活動がきっかけで遺跡や自然を保護するための世界遺産が創設された。

平成二十六年七月現在、一九一カ国がこの条約に参加している。日本の加入はやや遅い感はあるが、平成四年に一二五番目の加盟国として条約を締結し、すでに二〇年以上が経過している。

世界遺産は「文化遺産」・「自然遺産」・文化と自然を兼ね備えた「複合遺産」の三種類があり、有形の不動産がその対象になっている。

さて、世界遺産登録までの大きな流れだが、まず各条約締結国は、自国の文化遺産や自然遺産の中から特に価値を有する推薦条件の整った遺産

をユネスコの「世界遺産委員会」(条約締結国二一カ国の代表により構成)に推薦する。推薦を受けた委員会は、専門機関による調査を行う。文化遺産は「国際記念物遺跡会議」、自然遺産は「国際自然保護連合」が調査する。委員会は、調査の報告を受けてその中から全世界的な視点に立って「顕著な普遍的価値」をもつと判断した遺産を決定し、「世界遺産一覧表」に記載する。この一覧表に記載することで世界遺産として認められるのである。

その記載数は、平成二十六年六月現在で、文化遺産七十九件、自然遺産一九七件、文化と自然の複合遺産三二件の合計二〇〇七件に達している。

日本は文化遺産一四件と自然遺産四件がある。北海道では平成十七年に「知床」が自然遺産に登録され、最近では二十三年に岩手県平泉の「仏国土(浄土を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群)」が、二十五年に「富士山」が、二十六年に「富岡製糸工場と絹産業遺産群」がそれぞれ文化遺産に登録されている。

世界ではイタリヤが最多の五〇件であり、中国が四七件で続く。日本は一八件で一番目の遺産数である。

## 文化遺産の選定のための評価基準

世界文化遺産の選定にあたっては次の六つの評価基準が設けられている。少々固い文面だが、日本ユネスコ協会連盟が開示している基準は次のとおりである。

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文

明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも稀有な存在）である。

(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態もしくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。

(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準と合わせて用いられることが望ましい）。参考までに自然遺産の評価基準は次のとおりである。

(vii) 最上級の自然現象、又は類まれな自然美、美的価値を有する地域を包含する。

(viii) 生命進化の記録や地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

(ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

(x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様の生息域内保存にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

世界遺産に選定されるためには、以上の評価基準のいずれか（複数でも可）に合致するとともに、真実性や安全性の条件を満たし、推薦国の国内

法によって適切な保護管理体制がとられていることが必要である。

また、実際の評価は、先に述べたように世界各国の分野別専門家によって構成されるNGO（非政府組織）の「世界記念物遺跡会議（ICOMOS・イコモス）」が実施する。各国から提出のあった推薦書や現地調査を踏まえて審査を行い、「記載（世界遺産一覧表に記載するもの）」・「情報照会（追加情報を提出を求め次回以降に再審議）」・「記載延期（推薦書の再提出後に再審査が必要）」・「不記載（記載にふさわしくないもの）」の四区分で評価結果を世界遺産委員会に勧告する。勧告を受けて世界遺産委員会は先の四区分で決議を行い登録の可否を決定する。

特に不記載の決議を受けた資産は、原則的に再推薦は不可となり世界遺産への道はなくなる。日本から平成二十四年一月に推薦書を提出した「武家の古都・鎌倉」は、イコモスから「不記載」の勧告があり、日本は推薦を取り下げた。これは世界遺産委員会での不記載の採決を避け、再推薦が不可能になる事態を回避するための処置だと思われる。また、二十五年六月に推薦書を提出した「富士山」は、イコモスの勧告では富士山だけが「記載」とされたが、世界記念物遺産会議での採決で「三保松原」も含めて「記載」と決議された。これは日本が行ったロビー活動の成果と言われている。

#### 世界文化遺産へ手順

世界遺産として記載されるためには、先ず国内で遺産候補として認められることが必要である。世界遺産は、日本では文部科学省の文化庁が所管する事柄であり、国の「世界遺産暫定一覧表」に記載されて初めてスタートラインに立てるのである。

その第一歩は地方自治体（都道府県市町村）が資産を掲げ、世界遺産を目指したいと手を挙げることから始まる。当然、先の選定基準を満たすも

のではありません。都道府県を中心に取りまとめ、文化庁に働きかけることになる。具体的な手順は次のとおりである。

- ① 自治体からの協議・提案。このことに至るまでに文化庁と自治体は様々な相談や調整を行う。
- ② 文化庁は自治体から提案のあった資産について文化審議会の専門分科会で世界遺産に相応しいものか否かを審査し選定する。この過程で評価基準に合致するか否かの検証とともに、説得力のある説明、情報や資産の追加・整理などが求められる。
- ③ 選定された資産は、ユネスコの世界遺産委員会に提出される「世界遺産暫定一覧表」に記載される。
- ④ 国からユネスコに推薦するための推薦準備作業。「顕著な普遍的な価値」の証明や国内での万全な保護処置など、選定基準の条件を整える。例えば史跡指定や土地の公有化、保存管理計画の策定などがある。推薦書案を作成する。平成二十四年に文化審議会は「世界文化遺産推薦書暫定版・正式版に関する準備状況の判断基準」を示した。
- ⑤ 国による推薦資産の決定。「世界遺産暫定一覧表」の中から一件だけ選定する（原則として一国から一年に一件）。文化庁の文化審議会文化財分科会の決定（七月頃）の後、世界遺産関係省庁連絡会議において政府の決定がなされる。
- ⑥ 国から推薦書（暫定版）をユネスコに提出（九月三十日締切）。
- ⑦ 国から推薦書（正式版）をユネスコに提出（翌年二月一日締切）。
- ⑧ イコモスの現地調査および審査（約一年半の審査期間）と評価結果の勧告（例年五月）。
- ⑨ 世界遺産委員会で審査・登録の可否を決定（翌年六月頃開催）。

現在、世界遺産数が千件を超える状況にあり、イコモスの調査・審査の厳しさが増しているといわれている。

#### 国内の世界文化遺産推薦の動き

現在、世界文化遺産は各国一年に一件の推薦枠になっている。これは世界遺産の数や、推薦数が急増してきたことに対処するためである。このため国内での推薦枠を勝ち取ることが極めて厳しい状況になったといえる。

現時点で国の世界遺産暫定一覧表（日本が今後推薦する候補資産のリスト）に記載されている資産は表1のとおりである。なお既存世界遺産の範囲拡張に伴う物件は除いている。④は今年七月に、⑦は昨年推薦が決定している。現在は、推薦が決定した二件を除き「縄文遺跡群」を含め八件がエントリーしている。記載からすでに二〇年以上経過した候補もあり、世界遺産の推薦枠を獲得することは容易ではない。

表1に示すように、平成二十七年の推薦に選定されたのは「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」であった。この選定に当たり、国が従来とは異なる方法で選考を行った。

これまで世界遺産の推薦は、文化庁所管の文化審議会（専門委員会）において、文化遺産の専門的な知識を持つ委員により審議が行われ決してきた。ところが、政府は、平成二十四年に文化財の指定物件（国指定史跡など）以外でも推薦できるよう「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推進する場合の取り扱い等について」を閣議決定した規制緩和を行った。さらに内閣官房に有識者会議を設置し、そこからも推薦できるようにした。つまり、推薦できる国の機関が文化庁と内閣官房の二本立てになったのである。

平成二十七年推薦枠について、文化庁は「長崎の教会群とキリスト教関

連遺産」を推薦候補としたが、内閣官房は「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」を推薦候補にした。ところが二つの機関が異なる候補を選んだ場合、どのような方法で決めるかは考えられていなかった。このため官房長官の判断にゆだねられたのである。当然ながら、官房長官が内閣官房の推薦候補を選ぶのは自明の理である。推薦資産が文化財ではないため、世界遺産登録の事務処理は文化庁の所管にはならず、内閣官房地域活性化総合事務局が行った。

表1 世界遺産暫定一覧表（平成二十六年七月現在）

平成四年記載	① 古都鎌倉の寺院・神社ほか（神奈川県） ② 彦根城（滋賀県）	推薦希望時期未定 推薦希望時期未定
平成十九年記載	③ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（奈良県） ④ 長崎の教会群とキリスト教関連施設（長崎県・熊本県）	推薦希望時期未定 平成二十八年枠推薦決定
平成二十一年記載	⑤ 国立西洋美術館本館（東京都）	日本を含め七カ国で推薦済み
平成二十一年記載	⑥ 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（北海道・青森県・岩手県・秋田県）	平成二十七年（H29枠）推薦希望
推薦決定	⑦ 九州・山口の近代化産業遺産群（福岡県・山口県ほか四県）	平成二十七年枠推薦決定
平成二十二年記載	⑧ 宗像・沖ノ島と関連遺産群（福岡県）	平成二十七年（H29枠）推薦希望
平成二十七年記載	⑨ 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（新潟県） ⑩ 百舌鳥・古市古墳群（大阪府）	平成二十七年（H29枠）推薦希望 平成二十七年（H29枠）推薦希望

世界遺産は、ユネスコが「普遍的な価値を有する遺産を人類の全体の財

産として保護する」ことを目的に、専門機関による極めて専門性の高い調査と審査を課し、厳格に選定している。選定の基準はあくまでも遺産としての価値であり、政治的に最終選定することには違和感を感じる。イコモスや世界遺産委員会が、地域活性化などの遺産評価以外の要素による選択が行われたとの疑念をいだくことが危惧される。世界遺産は「遺産の普遍的な価値の評価と保護」が最大の目的であることを忘れてはならない。

#### 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の動向と今後の課題

平成十八年、特別史跡「三内丸山遺跡」を有する青森県は、「青森県の縄文遺跡群」の提案書を提出した。同じ年、秋田県も縄文時代の大規模な列石遺構である「ストーンサークル」の提案書を提出した。

平成十九年八月の第一一回北海道北東北知事サミットで共同提案に正式合意した。個別の提案では高い評価を得ることが難しいと判断し、一万年間も続いた縄文文化を網羅する代表的な遺跡で構成することとした。

同年十二月、特徴ある縄文時代の遺跡を有する北海道・青森県・秋田県・岩手県は、縄文文化という大きなくりの中で広域的な遺跡群を一体の資産とする「縄文遺跡群」の共同提案書を文化庁に提出した。この時点で遺跡群は、北海道の四カ所、青森県の八カ所、秋田県の二カ所、岩手県の一カ所の合計一五カ所の遺跡（資産）によって構成されていた。

平成二十年、国の審査により「世界遺産暫定一覧表」への記載が決定。平成二十一年一月、ユネスコ世界遺産委員会の暫定一覧表に記載された。これで行く世界文化遺産登録へのスタートラインに立ったのである。

同年六月、北海道と東北三県、関係一四市町は「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」を設置し、本格的な準備作業に着手した。前述の手順③まで終了したことになる。

平成二十四年十二月、北海道の千歳市「キウス周堤墓群」を含む二遺跡と青森県の一遺跡を加えられ計一八遺跡が構成資産になった。

平成二十五年七月、推薦書原案を文化庁に提出した。手順の④まで作業が進んできた。ここからの目標は、毎年一件の推薦枠の獲得である。

平成二十六年七月、二十八年推薦枠に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の推薦が文化庁文化審議会で決定した。来年決定する推薦枠は、二九年の世界遺産登録を目指すものであり、「縄文遺跡群」が推薦を勝ち取らなければならない枠である。今後の日程はおおよそ次のとおりである。

平成二十七年七月頃までに推薦資産の決定がある（手順⑤）。同年九月末までに国からユネスコへ暫定版推薦書を提出し（手順⑥）、二十八年二月一日までに正式版推薦書を提出する（手順⑦）。その後イコモスの調査と審査を受け（手順⑧）、そして二十九年六月頃に開催される世界遺産委員会<sup>2</sup>で登録の可否が決する（手順⑨）予定である。

現在、「縄文遺跡群」以外で平成二十七年推薦を希望する候補は、表1の⑧・⑨・⑩の三件であり、実質四件の競合である。文化庁のホームページで公開されている二十六年四月二十五日の世界文化遺産・無形文化遺産部会（第一回）の審議に用いられた資料（4・1）に、候補それぞれの準備状況と課題が示されている。準備作業状況は価値付け・緩衝地帯・推薦書の作成・包括的管理計画の策定の四項目を挙げて報告しているが、候補の四件に大きな隔たりはなく、横並びといっても良い状況である。

次に課題であるが、「縄文遺跡群」は資産選択の再検討が挙げられ、特に北海道・東北という地域に限ることの説明を精緻化すること、資産構成のさらなる検討を強く求めている。これは他の候補に比べやや重い課題である。縄文時代の遺跡が日本中に存在する中で、北海道と北東北の遺跡に限定した説明を論理的に詰めていく必要がある。文化庁では各候補（自

治体）に対して課題等を伝達し、専門委員会がヒアリングを行った後に、推薦を決する予定である。

推薦枠獲得の大きな山場は、来年の六～七月の文化庁文化審議会である。個人的な意見ではあるが、競合する候補の中で最強のライバルは「宗像・沖ノ島と関連遺産群」である。古代の精神文化を示す遺跡群をそのまま現代まで残し、古代からの宗教的な営みが今日まで同じ島で行われてきた永続性・不変性は、世界的に見ても稀有な存在といえる。資産構成がコンパクトであり、インパクトも十分にある。また、課題等の指摘も少なく、ゴールまで最も近い位置にいる候補かも知れない。

文末に平成二十七年に推薦が決定した場合の大まかなスケジュールを示した（表3）。

#### 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成遺跡

縄文文化は、日本列島の温暖湿潤な気候の中で約一万年間にわたって狩猟・漁労・採集生活が継続した文化である。ヨーロッパやアジアなどで進展を見せた農耕・牧畜文化とは異なり、自然との親和性・一体性が極めて高く、日本列島において発達した固有の先史文化である。寒冷化や温暖化などの様々な気候変動へも対応し、列島の中で一定の価値観を共有しながら連綿と一万年間も継続した文化は、世界の先史文化の中でも稀有である。北海道・北東北地域は、列島の中でも縄文時代の遺跡が最も多く見つかった地域である。

「縄文遺跡群」の遺跡の構成は、表2に示した。縄文時代の始まる草創期から終焉を迎える晩期まで時間軸を柱に、貝塚や集落、墓域などの様々な性格の遺跡を掲げている。これらの遺跡は、いずれも国の指定史跡であり、日本の縄文文化を代表する遺跡である。

たとえば「太平山元遺跡」からは約一万六〇〇〇年前の日本最古の土器が出土し、縄文土器の出現を考えるうえで重要な遺跡である。

北海道南茅部（函館）の「大船遺跡」や青森県の「三内丸山遺跡」、岩手県の「御所野遺跡」などは大規模な集落跡である。当時の居住状況や集落内の土地利用（住居や広場、墓域、祭祀場等）など、集落を総合的に解明できる貴重な遺跡である。

また、青森県の「長七谷地貝塚」・北海道の「北黄金貝塚」などの貝塚遺跡からは、当時の人びとが食料にした多量の貝や魚、鯨類、海獣の骨などとともに、角や骨を加工した釣針や銚先などの様々な道具が出土している。食生活や漁猟や狩猟、道具の加工技術などを含めた生業を知るうえで不可欠な遺跡である。また、貝塚で墓が多く見つかり、出土した保存状態の良い人骨が、縄文人の人類学的な研究に大きく寄与している。

青森県の「是川石器時代遺跡」と「亀ヶ岡石器時代遺跡」は低湿地遺跡である。土中で水につかった状態の遺跡からは、通常では腐食し消失してしまう木製品や繊維製品などが出土し、赤や黒の漆が塗られた漆器なども数多く見つかっている。縄文時代から続く日本の木工技術や漆工芸技術を解明する上で重要である。

秋田県の「大湯環状列石」・「伊勢堂岱遺跡」、北海道「鷲ノ木遺跡」、青森県「小牧野遺跡」などは大規模な環状列石である。列石に囲まれた内側は、聖域や墓域と考えられ当時の精神文化を象徴する遺跡である。造営の際は、大規模な土地の造成や多量の石の運搬を行っており、これを支える社会と精神文化の存在を示している。

同様に大規模な土木工事によって造営されたのが、千歳市の「キウス周堤墓群」である。周堤墓は北海道の千歳域（石狩低地帯南西域）を中心に存在する固有の集団墓地である。キウス周堤墓群の規模は、日本最大で他

に類を見ず、三二〇〇年前に造られた頃の状態を、現在の地表面で見ることができると唯一無二の存在である。遺跡に立つと、縄文時代の造営を成し遂げた人の力・心の力、造営を支えた社会の力を体現できる。

#### キウス周堤墓群の整備事業

最後にキウス周堤墓群の整備事業にふれておきたい。国の指定史跡である周堤墓群は、保存や活用のため整備が必要である。整備は史跡の管理団体（千歳市）の責務であり、世界文化遺産の登録と関係なく進めていかなければならないが、その内容は世界遺産に対応できるものでなければならぬ。現在は文末のスケジュール（表4）に示す年次計画があり、平成三十年度に整備が完了する予定である。世界遺産の登録が二十九年に叶えば実に良いタイミングになる。

平成二十六年度は、保存管理計画の策定が予定されている。昨年からは整備に向けて、周辺部の試掘調査が始まった。「キウス周堤墓群」の新しい歴史が動き始めている。

（元・千歳市埋蔵文化財センター長）

#### 参考文献・資料

宇田川洋編『河野常吉ノート考古編2』北海道出版企画センター昭和

五十八（1983）年

千歳市・千歳市教育委員会『千歳遺跡』昭和四十二（1967）年

千歳市史編纂委員会編『新千歳市史』千歳市 平成二十二年（2010）年 この他、本稿は日本ユネスコ協会連盟・文化庁・北海道・千歳市・縄文遺跡群世界遺産登録推進本部のホームページ上に公開している情報を参考にした



表2 『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』の構成資産（時代順）

No.	遺跡名	指定区分	時代区分	遺跡の内容	所在地
1	太平山元遺跡	史跡	縄文草創期	日本最古の土器	青森県外ヶ浜町
2	長七谷地貝塚	史跡	早期	貝 塚	青森県八戸市
3	垣ノ島遺跡	史跡	早期～後期	集落遺跡	北海道函館市
4	北黄金貝塚	史跡	前期	貝 塚	北海道伊達市
5	田小屋野貝塚	史跡	前期～中期	貝 塚	青森県つがる市
6	ニッ森貝塚	史跡	前期～中期	貝 塚	青森県七戸町
7	三内丸山遺跡	特別史跡	前期～中期	集落遺跡	青森県青森市
8	入江・高砂貝塚	史跡	前期～後期	貝 塚	北海道洞爺湖町
9	大船遺跡	史跡	中期	集落遺跡	北海道函館市
10	御所野遺跡	史跡	中期	集落遺跡	岩手県一戸町
11	鷲ノ木遺跡	史跡	後期	環状列石	北海道森町
12	小牧野遺跡	史跡	後期	環状列石	青森県青森市
13	伊勢堂岱遺跡	史跡	後期	環状列石	秋田県北秋田市
14	大湯環状列石	特別史跡	後期	環状列石	秋田県鹿角市
15	キウス周堤墓群	史跡	後期	周堤墓群	北海道千歳市
16	是川石器時代遺跡	史跡	晩期	低湿地遺跡	青森県八戸市
17	亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡	晩期	低湿地遺跡	青森県つがる市
18	大森勝山遺跡	史跡	晩期	環状列石	青森県弘前市

表3 「北海道・北東北の縄文遺跡群」 世界文化遺産登録までの想定スケジュール

世界遺産への登録までの諸手続き	平成27年 (2015)					平成28年 (2016)					平成29年 (2017)				
	1	3	6	9	12	1	3	6	9	12	1	3	6	9	12
政府による推薦資産の選定・決定				★	(7月頃)										
日本国からユネスコへ推薦書（正式）の提出								★	(2/1)						
国際記念物遺跡会議（イコモス）の調査・審査・勧告															
ユネスコ世界遺産委員会による審査、登録の可否決定															★

表4 国指定史跡「キウス周堤墓群」整備事業のスケジュール（予定）

キウス周堤墓群の整備事業	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
周辺部の試掘調査・保存管理計画の策定	←	→				
基本計画・整備計画（実施設計）の策定			←	→		
整備工事					←	→